

京都部落問題 研究資料センター通信

第64号

発行日 2021年7月25日（年4回発行） 編集・発行 京都部落問題研究資料センター

2021年度 差別の歴史を考える連続講座

第1回 終了しました

第2回 10月1日（金） 銭座跡村の成立—18世紀京都の市街地近郊にできた皮革業の村—

講師：小林 ひろみさん（奈良県立図書情報館公文書課会計年度任用職員）

近世の京都の被差別民の村で最大級の人口を擁することになるこの村の成立について、近年公開された「今村家文書」などから新たに解明できたことをご報告します。

第3回 10月15日（金） 大塩平八郎と被差別民社会—大坂四ヶ所と渡辺村—

講師：藪田 貫さん（関西大学名誉教授・大塩事件研究会会長）

大塩平八郎は、「救民」の旗の下、門人と決起した「大塩の乱」の指導者として知られています。町奉行所与力でもあった大塩と被差別民社会との関係についてお話しします。

第4回 10月22日（金） 光州学生運動と京都・両洋中学の朝鮮人学生

講師：堀内 稔さん（むくげの会会員）

1929年の光州学生運動とは朝鮮の学生が主体となった抗日運動で、多くの学生が退学処分されました。これらの学生を受け入れた京都の両洋中学についてお話しします。

第5回 10月29日（金） 滋賀の戦後部落史—『滋賀の同和事業史』の成果を踏まえて—

講師：井岡 康時さん（奈良大学文学部史学科教授）

第二次大戦後の滋賀県を舞台に、地域の歴史的特性に根ざした部落史像の再現を試みます。

第6回 11月5日（金） 感染症と差別—1890年代の巡回記録を読む—

講師：小林 文広さん（同志社大学教員）

新型コロナ感染症に翻弄されたこの2年間。その中で考えたことを、明治期に流行したコレラと社会的差別をめぐる問題に言及しながら、幅広くお話しします。報告にあたっては、本センターの前身京都部落史研究所の時代に行われた調査の成果に大変お世話になったので、同研究所が行った調査の意義についても紹介します。

◇時間：午後6時30分～午後8時30分 ◇参加費：無料 ◇場所：京都府部落解放センター4階ホール
◇参加ご希望の方は連絡先を明記の上、前日までにFAX・電子メールでご連絡ください

当資料センター主催「二〇二一年度差別の歴史を考える連続講座」の第一回を、六月一日に京都府部落解放センターで開催しました。講演要旨は次の通りです。詳しくは年度末に発行予定の講演録をご参照ください。

戦後バラックと京都

講師 本岡 拓哉さん

(同志社大学人文科学研究所 専任研究員(助教))

「バラック」とは本来、兵隊のための宿舎を意味するが、それが転じて災害や戦争の被害を受け一時しのぎのために建てられた小屋を指すようになった。日本で一般化するのに関東大震災後に廃材などを組み合わせて建てられた粗末な小屋をバラックと呼ぶようになった。特に第二次世界大戦後の焼け跡に多く建てられたバラックが良く知られている。ただし、都市にバラック街が広がったのは終戦から一〇年近くたってからであった。

大規模な戦災を受けていない京都にもバラック街は存在した。一九五八年の京都市の調査報告には「昭和二七年頃より京都駅に近い国鉄沿線南部周辺に急に増え、新

しいスラムを形成し始めた」とある。

バラック街は、空襲被害や戦地からの引き揚げなどによる「絶対的住宅難」や建物疎開や空襲などによってできた「空地」、終戦直後の住宅政策の遅れ（「浮浪者」対策の優先）、終戦直後に出された都市の人口増加を抑制する法律「都会地転入抑制法」の解除（一九四九年）、朝鮮特需による都市の労働力需要の拡大などの条件によって、一九五〇年代以降急増していく。

東京都民生局の『東京都地区環境調査―都内不良環境地区の現況』（一九五九年）からバラック街の台所・排水・便所・給水状況をみると「共同使用」の割合が高く、生活における共同性、コミュニティの存在を見て取れる。また、居住者の流動性が高く、多くが家賃を払っており、肉体労働が多いものの自営業など様々な職種についており、収入も多くは低いが高額の収入を得ている人もいた。必ずしもバラック街の居住者は一般社会と隔絶しておらず、社会的流動性も高く内部構成も均質的、固定的ではなかったのである。また、京都市の『国鉄沿線南部バラック集

落の実態調査報告』（一九五八年）では、バラック来住の理由として

「失業」・「離職」・「家庭不和」・「家族離別」・立退きなどによる「家屋明渡」などがあげられており、バラック街がセーフティネットとして機能していたことがわかる。被爆都市広島を舞台にしたルポ、山代巴編『この世界の片隅で』や「原爆スラム」と呼ばれたバラック街に生きる女性を描いた漫画、この史代著『夕風の街 桜の国』、伊丹空港に隣接したバラック街を描いた映画「焼肉ドラゴン」などの作品には当時の生活状況や様々な人々の思いが描かれている。

一九五〇年代、都市でバラック街が増加していく中で社会問題化していく。実態の反映として書かれた新聞記事が悪いイメージを増幅させ、景観―みすばらしい、衛生―汚い、反社会―怖い、防災―危ない、とバラック街が恐怖の対象となっていく、そこに住んでいる人たちの生活・生存が顧みられなくなっていく。また、一九五〇年代半ばから「不法占拠」が問題となり、土地の資産化の中で「不動産窃盗」として位置づけられるようになり一九六〇年に立法化される。このような状況の中で、バ

ラック街の撤去や居住者の立ち退きが当然視されるようになっていくのである。

バラック街の立ち退きをめぐっては行政代執行による強制撤去だけでなく、移転補償費提供による自主移転、住宅地区改良事業の適用や改良住宅への集団移住など様々な方法がとられた。行政当局と居住者の関係も「対立」としてのみ理解することはできず、利害調整がなされることもあり、そのありかたは多面的であった。尚、京都市の東七条におけるバラック対策では交渉による立ち退きが行なわれ、京都市が移転先を斡旋し移転補償を行っている。

バラック街は不法・反社会的な存在としてその消滅が当然視されてきた。また、戦後の高度経済成長や開発を正当化する形で、バラック街に生きた人びとの存在自体が歴史的にも抹消されてきた。しかし、現在の貧困層や社会的弱者に対する差別や排除、立ち退き問題を考える上で、バラック街の消滅や問題解消を「当然」としてきた既存の認識を問い直し、バラック街の記憶と記録を捉え返すことには大きな意義があるといえる。

本の紹介

滋賀県人権センター編刊

『滋賀の同和事業史』

亀岡哲也

(滋賀地方自治研究センター副理事長)

【本書の構成と概要】

本書は「発行にあたって」、一九五頁の「本文編」、一八一頁の「史料編」、横組みで一頁の「年表」よりなっている。

本文編は六章で構成され、「はじめに」と「おわりに」が付されている。次項で章ごとに内容の素描をさせていただく。ここでは、書名だけでは本書が行政によって取り組まれた同和事業の歴史を専らの対象とするものとみるむきもありうることから、「第二次大戦後の滋賀県において部落問題の解決をめざして進められた取り組みを、行政、部落解放運動、教育の三分野に分けて述べることにした。また、これら三分野を総称して同和事業と名づけ、表題を『滋賀の同和事業史』とした」（本文編「はじめに」二頁）ということを確認しておきたい。

史料編には一九四六年八月二八

日の滋賀民主同盟の結成を報道する同月三〇日付「滋賀新聞」の記事から二〇〇三年三月に滋賀県教育委員会により策定された人権教育推進プラン（抜粋）まで、六七

点が収められている。年表編は県内と全国に分割並記され、前者は一九四六年五月部落代表者会議（呉竹公会堂）から二〇一六年三月の県、「人権施策推進計画」改定まで、後者は一九四六年二月一九日の部落解放全国委員会結成から二〇一六年一月二六日の「部落差別解消推進法」の施行までが立項されている。

なお、本書がなるにあたって、本文の執筆は行政や運動にかかわる事項を井岡康時氏、教育に関する事項を田中延和氏が担当され、全体の統一は井岡氏による。また史料編と年表は、両氏と山口敏樹氏が作成、史料の整理や全体の事務処理については水野幸子氏と山

村暁子氏が担当されたということである。（「おわりに」一九二頁）

【本文編の章別の内容】

ここでは六章だての本文編を、節題を列記しながら、略述していきたい。紹介子の印象頼りとなることをあらかじめお許しいただきたい。

第一章 「近江の被差別民衆史」

第一節 中世の近江国と被差別民衆
第二節 近世の近江国と被差別部落
第三節 明治・大正期の部落問題
第四節 昭和戦前期の部落問題

の四節で成り、主題の歴史を扱う。前半の二節では前近代の近江国の被差別部落と芸能、葬送、呪術などにかかわる多様な被差別民の存在について概観されている。後半の二節では明治維新から第二次大戦までの被差別部落の状況と動向、とりわけ県下においては水平社の活動が近隣の他府県のようには広がりをみなかった状況をもたらした社会事業や融和運動による部落差別撤廃に向けた取り組みが述べられている。

戦後の歩みについて理解するた

性を共有するためのもので、簡にして要を得た内容となっている。

第二章 「戦後改革と部落問題」

は、

第一節 同和事業の再開
第二節 民主同盟から部落解放全国委員会へ
第三節 滋賀県部落対策協議会の発

足
第四節 山積する教育課題

の四節より成り、敗戦直後から五〇年代を対象としている。

敗戦後、民主主義の登場で国政と地方自治の全体の刷新が必要とされた中で、滋賀県の同和問題の取り組みは予算額等から近畿の他府県に比べて立ち遅れていることが明らかであった。その中で立ち上がった解放運動も、水平社運動の組織化が県域への広がりに至らなかったことから、部落解放委員会の滋賀県組織でありながら「解放」という強い言葉の使用を控え、結成当初は「滋賀民主同盟」という組織名で妥協せざるをえなかったのである。

一方、教育の分野は一般行政よりも地域に近い学校現場を持つている故か、四七年には民主同盟と呼応するように、滋賀県同和教育

研究協議会が結成されている。ただし、武佐村で起こった南野小学校事件はその学校、教員の熱心な取り組みが地域の動揺を招いたもので、先進性ゆえの反動が大きく、同和問題・同和教育には安易に近づくべきではないとの負の印象を与えた、揺籃期の解放運動、同和教育に蹉跌となる重みをもつ出来事であった。

第三章「同対審答申と同和事業の本格的始動」は、

第一節 滋賀県社会福祉協議会の取り組み

第二節 高度経済成長と被差別部落の実態

第三節 同対審答申と県行政

第四節 部落解放運動の発展

第五節 同和教育の展開

の五節より成り、主に六〇年代を対象としている。県行政の前進はいまだ緩やかなものであったが、他には高知県での事例が知られるものの全国的にも珍しい社会福祉協議会の活用により、県下ほとんどの部落に同和地区福祉推進員の配置がなされた。部落の実態調査についても、五〇年代半ばの部落問題研究所の天津市における調査に続き、六〇

年代には県社協と連携する同志社大学が日野町、草津市の調査を行い、同和行政の本格化にむけた基礎固めの時期となった。国の同和対策審議会の設置から答申へという流れをうけ、県同和対策審議会が設置され、県と市町村での担当部署、連絡組織が整えられた。

そして四九年に滋賀民主同盟から部落解放委員会滋賀への改称を経て、五五年一月に部落解放同盟滋賀県連となった。注目すべきは五七年一月の第一一回大会で示された「愛される解放同盟」（朝日新聞での見出し）との方針で、部落大衆の協力をえるために、生活に根差した取り組みに力を入れる考えが示されたことである。六一年の部落解放要求貫徹請願行進隊の来県を契機として、支部組織が拡大、運動は安定期を迎えた。六四年には県連内部に同和事業を促進するための同和事業促進委員会が設置されていたとみられ、滋賀県部落内の商工業振興を図るために七〇年一月一八日には滋賀県同和地区商工業企業対策協議会（のちに部落解放滋賀企業連合会と改称）が結成され、組織の充実が確認される。

一九五八年一〇月二日に滋賀

県同和教育研究会が結成大会を開催している。これは従来の同和地区を校区にもつ小中学校で構成された滋同教から、全県の小中高等学校が構成する組織へという、名称変更を伴う、大きな発展に他ならない。進路保障や学力向上の取り組みが具体化していくのもこの時期である。しかし折しも同年から教員への勤務評定が開始され六一年の全国統一学力テスト問題など、文部省、教育委員会と教職員組合の対立が明確になる時期であり、滋賀県においても同和教育の官製化が懸念され、教育の視点をめぐる議論があり、六一年には彦根市で開催される予定の文部省主催の同和教育の研修会が中止となる事態に至った。

なお、全国では七〇年代に広がるとされる同和保育であるが、いくつかの地域で戦前から継続する実績をもつ滋賀県での取り組みについて、戦前期からの推進者であった朝野温知氏や地域との連携などの興味深い紹介がここでなされている。

第四章「同対法の成立と同和事業の展開」は

第一節 特措法体制の開始と行政の

新たな展開

第二節 同和对策事業の成果と同対法の延長

第三節 部落解放運動の前進と新たな課題

第四節 同和教育の充実をめざしての四節から成り、八〇年代初めまでを対象とする。

六九年の同対法成立と、前章でふれた県同対審による答申が七一年七月三日に出されたことをうけ、同年一二月に一〇年を期間とする同和对策長期計画が策定された（七六年に改訂）。行政・地域・運動のつながりを深めるために六九年四月に滋賀県連内の同和事業促進委員会と滋賀県同和地区自治会長連絡協議会、滋賀県市町村議会議員同和对策協議会の三組織が中心となって結成されたのが滋賀県同和事業促進協議会である。戦前期から設置数が他府県より多かった隣保館と集会所を総合的に運用するために、県と県同協との協議をもとに七五年五月二十八日付で同和地区総合調整推進要綱が定められた。こうした地域との連携強化の象徴として、取り組みの全体的拠点となる施設が必要との機運も高まり、七二年の準備会発足を経て、七五年一〇月七日に滋賀県

解放県民センターは完工式を迎えた。県同促協は解放県民センター内の一組織として発展的解消をとげることとなり、一二月に財団法人としての解放県民センターが設立された。

七〇年代半ばは八鹿高校事件を契機として部落解放運動の分岐が進行する時期ではあったが、滋賀県では七五年一月の第二八回県連大会で明らかにされた「社会性を帯びた、愛される解放同盟」とする見解のもとに、滋賀方式とよばれることになる統一を維持する路線がとられた。

この時期は前述の解放県民センターを中心に、各レベルで同和教育推進協議会の結成という形で社会同和教育の組織化が全県的に進展をみた時期で、七七年には県内市町村のすべてに同推協がそなわり、七八年には各地の同推協が結集する県同推協が滋賀県解放県民センターの専門別協議会として発足した。

第五章 「地対法・地対財特法と同和事業の変化」は

第一節 法制度の改正と同和行政

第二節 啓発の推進と差別意識

第三節 分岐する部落解放運動

第四節 同和教育から人権教育への四節から成り、同対法から地対法への移行から二一世紀へと切り替わっていく時期を対象とする。

県の同和对策の基本となる長期計画は、八二年四月の地対法の施行を受けた同年一二月の滋賀県同和对策総合推進計画、さらに八七年四月地対財特法の施行を受けた同年一〇月の滋賀県同和对策新総合推進計画として改められていくのであるが、後者は、目的の表現において「人権問題のなかに部落問題を位置づけよう」としたもので、「明らかに従来の同和行政を修正する内容」であったと指摘されるものであった(一四六頁)。また国際連合と日本政府の人権教育のための一〇年をめぐる動きを踏まえて、九九年六月一八日に滋賀県人権施策推進懇話会が設置された。

当初計画からは遅れが多くみられた同和对策事業もこの時期になると一部の市町村で、同和对策事業の完了を宣言し、同和对策部局を廃止する動きがみられた。しかし県自体はハード面での進捗を認めつつも、啓発などのソフトは課題が多いとの認識であったことから、完了宣言は波紋と議論を広げ

るものでもあった。

この章の特色として第二節が啓発活動をめぐる議論の紹介とそれを受けた取り組みにあらわれていくことがある。国の地域改善対策審議会が一九八四年六月一九日に発表した意見具申「今後における啓発活動の在り方について」は、自由な意見交換をできる環境づくりが重要であり、そのために運動団体の行き過ぎた確認、糾弾の是正、自粛を求めたことと、関係者の議論、批判を呼ぶこととなった。国は意見具申とその後の議論を踏まえ、八七年三月一八日に総理府地域改善対策室が地域改善対策啓発推進指針を通知した。滋賀県においては解放県民センターと地域総合センターの有機的結合の蓄積をもとに、早くから周辺住民との社会的交流を促進することを全国に先駆けて意識的に取り組んでいくことが指摘されている。

前章で述べられたように滋賀方式として統一を維持した滋賀県の解放運動も、地対法の期限切れを前に中央本部が示した部落解放基本法制定要求の方針をめぐり意見の対立が明確化し、一部の幹部が組織を離れ全解連の滋賀県連合会を結成することとなった。

第六章 「人権の世紀における部落問題」は

第一節 人権行政の展開

第二節 二一世紀の部落解放運動

第三節 人権教育の広がり

第四節 部落問題の解決に向けて

の四節より成り、今世紀となつての動向が記述されている。

滋賀県は二〇〇一年四月一日に滋賀県人権尊重の社会づくり条例を施行し、同和对策課を人権施策推進課と改めた。同条例によって設けられた人権施策推進審議会による翌年一〇月二日の「人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針について」と題した答申は、人権課題を「女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、患者」という七つの個別分野の分類し対応するという従来の流れを踏襲するものであった。

一九七五年一二月に財団法人化していた滋賀県解放県民センターは二〇〇三年二月に滋賀県人権センターと改称し、制度改正に伴い二〇一一年四月に公益財団法人となった。

時代の進展は部落差別にも新たな様相をもたらした。滋賀県では二〇〇〇年代になつても不動産取り引きに際して部落に関連するか

どうかという照会、情報の悪用を防ぐための取り組みが進められた。しかし、インターネットを利用した部落の所在地や画像などの情報をネットに公開する組織が出現、滋賀県に対して同和地区の区域や地名、同和対策地域総合センターの所在地などがわかる文書の公開をめぐって、一〇年九月一五日付で訴訟が提起される事態となった。最終的に最高裁まで争われたこの訴訟は、一四年十二月五日に非公開とした県の判断を認める判断が法廷で示されようやく決着をみることになった。

教育分野も前章の節題そのものが示すように、同和から人権へという流れの例外ではなく、二〇〇一年四月に県教委の同和教育指導課は人権教育課と名称を変更、滋同教は二〇〇三年四月から滋賀県人権教育研究会（滋人教）として新たに歩みはじめた。県同推協も二〇〇九年度の総会で滋賀県人権教育推進協議会と改称した。

【刊行の意義と今後への期待】

本書は久しく途絶えていた滋賀県域を対象とする部落史専論の書であり、公益財団法人である滋賀県人権センターの企画、発行にな

るものであることは、これから滋賀の部落史や部落問題に関心を持ち、調べていこうとする際にはまず参照されるべき存在となった。行政、部落解放運動、教育という三分野をバランスよく叙述されているので滋賀県における部落問題がどのように推移してきたか、行政職員や教員にとっては格好の見取り図が得られたのである。また企業関係者や一般の読者にとっても、一般の部落史、部落問題の概説書ではなく、豊富な地域の具体例が示されていることによって、近い距離感で学ぶことができる。

そのうえで若干の指摘をさせていただきます。本書の一八八頁には「三三年間にわたる同和対策事業によって被差別部落の景観は大きく変化し、生活や労働環境、教育状況など多くの点で周辺地域と遜色ないまでに改善が進んだ」との記述がある。しかし、本書には、その具体像が欠けている。不良住宅の建て替え、公共施設や産業共同利用施設の改良や新設、また狭隘な道路、河川の改良工事などの地域の変貌を事業前後の写真や図面で提示できるところはなかったであろうか。もちろん同和事業に投入されてき

た資金額の一覧、教育や意識にかかわる調査結果の図表などは掲載されているが、県内で刊行された地域の部落史や自治体史には写真、図面また事業に直接関わった当事者の苦労話などが語られたものもある。その点で本書には物足りなさを感じてしまう。

二〇二一年の今日でも、戦後から現代を歴史として記述することが容易でないことは紹介も理解しているつもりである。滋賀県の部落解放運動の歴史において、八年まで県連組織の統一が維持されたことは大きな意義をもつ。本書では第四章第三節と第五章第三節で小見出しに「滋賀方式」がこの文脈で使用されている。しかし本書も教育分野を中心に多く参照したのである。『滋賀の同和教育―滋同教四十年の歩み―』（滋賀県同和教育研究会、一九八七年）においては「同対法対策協議会のとおりくみ “滋賀県方式” に立脚して」との見出しがたてられ、「滋賀県では、従来から運動・教育・行政の三者がそれぞれの立場を尊重しながら部落問題の解決という共通の目標に向かって連携していくという「滋賀県方式」が確立されていた」と、部落問題にかかわっ

て滋賀県方式の意味するところが明確に述べられている（二四〇頁）。刊行の順序には逆らえないのであるから、滋賀（県）方式という表現を使うのであれば本書側に工夫が必要であつたかと思う。

また滋賀県同対法対策協議会については、本書でも第四章第二節（一一八頁）に言及があるが、『滋賀の同和教育』では同協議会が八一年には、もとの構成団体（滋賀県・滋賀県教育委員会・市町村同和対策連絡協議会・解放県民センター・県同和教育研究会・部落解放同盟滋賀県連）に滋賀県市長会・町村会・市議会議長会・町村議会議長会・県同和教育推進協議会・農業協同組合中央会の六団体を加えて「同対法総合改正・附帯決議実現滋賀県民会議」に発展的に改組したことが述べておられ、政府交渉や国会への要請行動、県民集会の開催など、活動内容もしっかりしたものであったことがわかる。本書ではこの県民会議への言及がないようである。紹介子の読みぬけ、記憶脱落かもしれないが、本書には索引が備えられていないこともあつて確かでない。本書には年表が付されており、索引のないことを補っている

が年表の八一年に県民会議は立項されていない。

最後に、本書からの刺激により、今後の課題として深めていければと思っていることを付け加えたい。

第一章の後半では滋賀県が全国水平社の初代委員長南梅吉の誕生の地であること、また融和事業・融和運動の特徴に小善隣館主義の浸透があることが示されている。

南梅吉の生まれた部落は戦後の同対法下で地区指定を拒んだところの一つである。一方、京都と滋賀で融和団体の役員として活動した若林弥平次と関係が深く、善隣館の模範的な活動例として、県の融和関係資料に取り上げられている部落も未指定地区となった。未指定地区については本書の主題を外れるので具体的な言及がないのは当然のことであるが、同和事業の成果について思いをめぐらすとき、部落でありながら同和事業を拒否したところがその後どのような歩みをたどっているのかということもまた重要な意味あいを持つと考える。残念ながら若林の関係した地域について、その経緯は承知していないが、南梅吉の生誕地には解放運動の支部がつけられ、事業の実施を求める声があげられ

た。しかし支部は地元の少数派で、行政はその状況下で綱渡り的な対応を取らざるをえなかった時期もあつた。未指定地区はこの二つだけではなく、それぞれ相応の戸数があり、地域のコミュニティを維持しているようである。これも、いまだ歴史としての調査や記述が容易にすすめられることでないことは明白であるが、時の歩みは冷酷な面もあり、今日なら調べがつかなくとも、明日、明後日にはどうかということもありうる。滋賀県人権センターにおかれては今後も幅広く同和事業の成果の検証の機会をお願いする次第である。

尚、本書は一般書店等での取り扱いはないが、編集・発行の公益財団法人滋賀県人権センターに連絡をすれば頒価二〇〇〇円（税別）にて入手可能である。

購入申込先

TEL 〇七七―五二二―八二四三

（公益財団法人滋賀県人権センター編
刊、二〇二二年一月、一三二〇〇円）

「白鵬批判」を批判する

渡辺 毅

（穀雨企画室）

最初にお断りしておく。

私は好角家である。好角家とは大相撲愛好家のことである。好角家だからといって「日本」主義者ではない。日本も日本文化も好きだが、排外的な愛国は嫌いだ。

今年四月、「大相撲の継承発展を考える有識者会議」が、「大相撲の伝統と未来のために」と題する提言書を日本相撲協会に提出した。多国籍化した大相撲の今後のあり方について提言している。外国人力士を「課題」として捉え、その対策を提起している。

「嫌だなあ」。何しろ「相撲道」という言葉がやたらと出てくる。「相撲道」は「相撲を単なる力くらべや勝ち負けを争う競技として考えず、勝負の先に人間として究めるべき道があると信じてそれを求める」ものだという。まあ、そうかもしれないが、こういう精神論を振りかざす処が「嫌だなあ」。もちろん「道」を究めよう

と精進する力士がいてもいい。だが「道」を根本原理のように掲げるのはいかがなものか。外国人が角界に入門するとはこの原理に従って「入日本」することだともいう。「入日本」という造語がよほど気に入ったのか、やたらと用いる。だが外国の若者が相撲部屋に入門するさいは、これまでも日本の習俗、文化、相撲界のしきたりへの順応が求められ、うまくいかない場合もあったが多くは「郷に入れば郷に従え」を実践してきた。何を今さら「入日本」か。

要するにこの提言、「入日本」できていない外国人が問題を起しているから何とかしなければならぬ、と言いたいらしい。しかも標的は明確。「外国出身力士」「最近の横綱」と匿名を用いながら、あからさまに白鵬を批判している。「最近の横綱たちの中には（略）高い地位と品性にふさわしくない張り手、すでに勝負が決し

ているのにダメ押しする行為など」が見られ、「勝ちさえすれば何をしてもよいという勝敗のみに固執する思想を厭う大相撲の『武道的特性』とそれへの国民的共感」に反する、とか。「外国出身力士が勝ってガッツポーズをしたり（略）インタビュで万歳三唱や三本締めを求めた時などは、日本の大相撲の力士らしからぬ振舞いとして少なからぬファンが違和感を覚えると同時に失望してきた」し、これは力士に「入日本」が期待されているから当然、とか。白鵬批判が、どうやら提言の目的らしい。

いっそ匿名などという隠微な手口を用いず、堂々と名指しで批判すればいい。私だって白鵬の張り手やガッツポーズは見たくない。「見ている人たちが楽しくないからやめてくれ」と言えればいい。ところが白鵬を批判するのに「相撲道」だ「武道的特性」だ「入日本」だなどと持ち出して、「日本」による「外国人」批判を正当化しようとする。そこに排外主義のにおいを感じる。そもそも白鵬がさまざまな非難を浴びる今のようになつてしまったのは、排外主義が彼を追い詰めた側面もあったのではないか。

私は、横綱白鵬が外国出身力士であるがゆえに被ってきた批判に對し、論駁を試みようと思つていた。思つていたのだが、七月場所の十四日目と千秋楽の彼の相撲を見て、さすがに気が滅入ってしまった。

七月場所は、六場所連続休場後に「進退をかけて」出場した白鵬が、大関照ノ富士との千秋楽結びの全勝対決を制し、四十五回目の幕内最高優勝を遂げた。その十四日目、大関正代との一番で、白鵬は立ち合いに徳俵付近まで下がって仕切る奇策に打って出た。小兵力士が相手の勢いを殺ぐため、または強豪力士を格下力士が攪乱するため、時に仕切り線からはるかに下がって立ち合いに臨むことは、ないわけではない。だが横綱がこんな策を弄するとは。長年大相撲を観てきた私には奇異、というより不恰好に映つた。誰より呆氣にとられたのは正代だろう。はるか彼方に仕切る横綱に戸惑つて棒立ちになり、そこへ突っ込んできて乱暴な張り手を繰り出す横綱に、なすすべもなかった。

横綱に「らしさ」を期待する。それは多くの好角家に共通の心情であろう。もっとも、横綱らしさ

の定義が明文化されているわけではない。差し当たっては、相手の攻めを堂々と受けて立った上で封じ込め、揺るぎない安定感と圧倒的な力の差を見せつけて勝つ、それが横綱らしさ。

白鵬の正代戦の奇策は「らしさ」からは程遠かった。「らしくない」という批判に追い討ちをかけるように、こんな非難の声も聴こえてきた。「そつまでして勝ちたいか？」。おそらく、そつまでして勝ちたかつたのだろう。手術した膝の状態が思わしくなく、まともに正代の当たりを受ける自信もなかつたのだろう。そつまでして勝ちたい。それは間違つていない。力士は勝つために稽古する。勝ちにこだわら姿勢は必ずしも間違つてはいない。だから私は批判はしない。批判はしないが好きではない。横綱には「らしい」相撲を取ってほしい。

「私の相撲が横綱の相撲。そして、どんな手段を講じてでも勝つのが横綱らしさ」。白鵬はたぶんそう思っている。それが頭著だったのが、全勝同士で照ノ富士とあいまみえた千秋楽の相撲ぶりであつた。立ち合い。白鵬はなかなか手

が先に両手を仕切り線に下ろす。白鵬はあくまで自分の呼吸で立つて機先を制するつもりだ。実際そうなつた。立つや左手を相手めがけて突き出し、次いで照ノ富士の顔面に右肩で強烈なかち上げを食らわせた。たびたび問題視されてきた乱暴なかち上げ。ただし私はこのかち上げも、好きではないがあえて批判はしてこなかつた。禁じ手ではないのだから相手が防御策を講じればいいのだと。

照ノ富士は先制攻撃をこらえた。こらえた相手に、白鵬は張り手を食らわせた。照ノ富士はつい熱くなり、応戦して自らも張り手を繰り出す。これが敗因。白鵬の術中に嵌まつてしまった。最後は左小手投げ。ガッツポーズ。全勝優勝を決めた白鵬は昂奮していた。だがこの昂奮に共鳴した人は多くなかつたと思う。白鵬は勝つためにがむしゃらで、千秋楽結びの全勝対決に相応しい「いい相撲」を見せようなどという気は、おそらくこれっぽっちもなかつた。私を含む大多数の好角家は「いい相撲」を見たかつたのだ。怪我と病気で大関から序二段まで番付を下げ、再び大関まで這い上がってきた照ノ富士を白鵬が迎え撃つ。右四つ

に渡り合い、死力を尽くした攻防を展開し、どちらが勝つにせよ「いい相撲だったなあ」と見る者を堪能させる、そんな相撲を取ってほしかったのだ。

大相撲は娯楽である。見て楽しむ私たちがいて成り立っている。だが白鵬の相撲ぶりや昂奮したふるまいは、勝つことだけに躍起になり、見る者のことなど考えていなかった。

白鵬はこれまでも、私からすると「好きではない」相撲を取ってきた。それでも批判は避けてきた。知人たちは白鵬の相撲ぶりや言動が物議を醸すたびに、私に「どうよ？」と意見を求めてくる。私はそのつど白鵬の肩をもつようなことを言ってきた。

「表彰式で万歳三唱ってどうよ？」。「今の大相撲には確かに馴染まないけど、東西対抗戦をしていた戦時中は、東軍か西軍か勝ったほうの幕内力士が観客と一緒に万歳三唱してたよ。双葉山も双手を挙げて万歳してたんだ。白鵬の万歳三唱を『相撲道』にもとると批判する人たちは、『相撲道』の神様とされる双葉山も万歳三唱をしてたっことを、たぶん知らないんだろ。うね。知った上で、それでも白鵬

を批判するならばいいけど」。

白鵬が乱暴なち上げで大関豪栄道を昏倒させたことが物議を醸した時、ある野党の大政治家が「安倍政権も白鵬のち上げと同じように邪道！」と街頭演説で息巻いた。その時も私は、白鵬のプロレス技まがいのかち上げが決して好きではなかったものの、「食らう大関に工夫がなさすぎる」と白鵬を擁護し、それよりも、白鵬に批判的な世間の空気を讀んだつもりで、政敵批判に白鵬バツシングを利用して歓心を買おうとする政治家の姑息さをこそ問題視したものである。

私が白鵬の肩をもつてきたのは、昔はそんな力士ではなかったからでもある。若いころの彼は、乱暴で自分本位な相撲は取らなかった。泰然と「横綱相撲」を取っていた。かち上げも張り手も繰り出さず、低い姿勢で踏み込み、掬うように左前みつを掴みにいく。その立ち合いのフォームは美しかった。その白鵬が変わってしまった。なぜか。

彼が外国人力士だということが、変節と言ってもいい変わりようの、大きな理由の一つには違いない。私はそう感じてきた。もちろん白

鵬本人にも、大相撲という日本文化への無理解や曲解がなかったとは言わない。だがより大きな問題は、外国人である彼を斥けようとする排外主義の存在。彼自身それを感じ取り、追い詰められ、変わらざるを得なかったのではないか。

排外主義の抬頭は近年、社会全体に見られる。まして「日本」をことさらに標榜する大相撲の領域で、排外主義は正当性を帯びやすい。遠い他国から日本へ来て、極めて日本的な相撲界で奮闘してきた白鵬を、排外主義の標的にしてはならない。そう思うからこそ、彼を何とか擁護しようとしてきた。

勝ちにこだわるのはいいが、観る者が嫌な気分になるような相撲はやめてくれ。もういい加減にしてくれ。七月場所最終盤の白鵬の相撲は不愉快だったが、それでも私は気持ち奮い立たせる。排外主義への異議申し立てまでは取り下げるわけにはいかない。

世間には、外国人白鵬が一人横綱として勝ち続け、日本の伝統文化であるはずの大相撲に長らく君臨するのを「気に食わない」と感じる人が少なくない。「日本人力士が活躍しないと面白くない」という不満を、当の日本人力士にで

はなく白鵬に対する不満にすり替えて通奏低音のようにぼやき続ける人。双葉山にも大鵬にも千代の富士にもついぞ向けたことのない「勝てばいいってもんじゃな」という言説を当てつける人。休場を一年以上続けた日本人横綱稀勢の里には寛容だったのに、白鵬の長期休場は「横綱にあるまじき」と非難する人。しかもこの外国人は、あらゆる記録を塗り替える。大鵬の優勝回数も日本人大関魁皇の通算勝利数も、軽々と超えた。ああ気に食わない。

好き嫌いだけの話なら構わない。日本人が日本力士を最良にするのをとやかく言う気もない。ただ、「反白鵬」を唱える人たちには、「伝統」とか「相撲道」とかいう言葉を、正論を振りかざすように持ち出したがる傾向がある。外国出身力士白鵬は伝統に反する、相撲道にもとる、だからダメなんだという論を展開したがる。単に「嫌い」と言い放つほうがどれだけましかな。もちろん、大相撲には伝統文化の側面がある。私も大相撲の伝統は魅力的だと思っている。一方、「相撲道」。これは近代日本の軍国主義がことさら称揚してきたもので、無批判に用いたくは

ない。もつとも、「道」を究めようと精進する力士もいることだし、否定はしない。ただしこれらの言葉を白鵬批判にもつともらしく持ち出すと、そこには排外主義のにおいがする。

いったい白鵬は、そこまで「伝統」や「相撲道」に反する存在なのか。少なくとも横綱に昇進したころの彼は、それらを理解し、尊重し、彼なりに実践しようとしていた。「相撲は神事」というようなことも彼なりに厳粛に受け止めていた。江戸勸進相撲から発展した現在の相撲を「日本古来」の神事相撲と短絡的に結びつけることには問題があるにせよ、ともあれ白鵬は彼なりに相撲の神事としての側面を尊重し、東日本大震災の際には神宿る横綱として、被災地を鎮魂の四股で踏みしめた。双葉山や大鵬らのありようから、「相撲道」を学ぶことに努めた時期もあった。

実績や努力を尊重しつつ、筋道を立てて批判すればいい。ところが何かあると「それ見たことか」と彼を非難し、「外国人に日本の相撲が解るわけがない」と、彼の何もかもを軽んずるような言葉を浴びせかける人たちがいる。正論めいた言葉を繰り出して、結局は外国人に天下を取られているのが許せない人たちがいる。白鵬は悲しくなってきたに違いない。所詮、大相撲の世界で自分は「外野」なのか。「外国人に何が解る」と言われるのか。それでも自ら選んだ人生である以上、彼は横綱であり続けなければならぬ。そのために行き着いたのではなからうか。何を言われようと白星をひたすら重ねる。「そうまでして勝ちたいか?」「そうだ、そうまでして勝ちたい。勝つことだけが、今の私の、横綱としての存在証明だから……」。

長、さまざまな問題が噴出し社会的非難を轟々と浴びていた大相撲を、唇をかみしめ、一人横綱として支えたのは白鵬。「強いのは外国人ばかりで日本人力士が育たない」と嗟嘆する人たちが手をこまねいている中、少年相撲大会「白鵬杯」を主催し、世界の、そして日本の子どもたちに大相撲という夢を与え、「相撲道」の普及に取り組んできたのは白鵬。もつとリスペクトされていいはずだ。なのになぜ……。虚しさを覚え、それなら、どこかで開き直って、彼は変わってしまった。そんな気がしてならないのだ。

そこへ例の提言。白鵬はこれを読み、虚しさをさらに募らせたに違いない。「年寄名跡と一代年寄」という項目で、「一代年寄」が否定されていたから。提言は言う。大鵬、北の湖、貴乃花に授与された「一代年寄」(千代の富士は辞退)は大相撲の伝統継承にそぐわず、今後認める根拠は見いだせない、と。だが、この「一代年寄不要」論はかなり杜撰だ。一代年寄が授与されるだろうと本人もその気になっていた白鵬に、「君を一代年寄にはしない」と宣言するためだけに設けられた、まさに白鵬狙い撃ちの項目。「白鵬に栄誉は与えない」という排斥的な感情が先にあり、理由は後付け。だから論拠が正確さを欠いているのだ。

例えば：年寄名跡数は昭和二年に一〇五になってから増減せず、九十四年間の「歴史が刻まれてきた」のだから「大相撲の伝統継承」という観点からは、歴史的に存続してきた一〇五の年寄名跡を増減させず、相撲道の継承発展の象徴として「いくべきだとして、一代年寄によって年寄数が増えるのは伝統継承にもとると提言は主張している。そもそも昭和以降のたつた九十四年間に「伝統」「歴史的に継承」と言い切るあたり、何とも都合主義的である。しかも、昭和二年の名跡数は東京相撲と大阪相撲の合併で一〇五となったもので、そこから大阪の二つが同四年に除かれて一〇三となり、同七年に大阪名跡五つが加えられて一〇八となり、同二十六年に番付版元の根岸が名跡を返上して一〇七になり、同三十四年に行司の木村庄之助と式守伊之助が年寄から除外されて一〇五になって今日に至っている。九十四年間増減なしの「歴史が刻まれてきた」わけで

はないのだ。また、一代年寄が一代限りで弟子がその名を継げないのは「師資相承の輝きを鈍らせ、(略)相撲道の伝統継承、ならびに後継者・人材の育成が象徴と実体の両面で途絶え」るので「残念」などと言うが、大鵬部屋は大嶽部屋に、北の湖部屋は山響部屋に受け継がれていて何の問題もない、そもそも部屋の合併、吸収、分家独立などは一代年寄の部屋の継承に限らず、いくらでもある。「師資相承の輝きを鈍らせ」云々は、一代年寄を認めないための珍説としか思えない。さらに提言は、一代年寄の適用は三人で、「双葉山のほか、栃錦、初代若乃花ら大鵬以前の横綱にはこうした待遇がなされなかった不統一」があると指摘し、だから一代年寄なんて要らないとしているが、双葉山は昭和十六年に制定された「横綱一代年寄制」の対象者で、これは後年の一代年寄とは性格が異なるものの、双葉山には引退後年寄双葉山を定年まで名乗る資格があったのだ。双葉山自身が『相撲求道録』の中で「当時わたしは横綱一代年寄制によって、『双葉山』を名のることを許されていたのですが、先代から譲り受けた『時津風』の株を

もっていたので、けつきよくそれによつたわけです」と述べている。つまりここでも提言は、誤った論拠に基づいて「一代年寄」を否定しようとしている。そうまでして白鵬に一代年寄を認めまいとしている。ついでながら、白鵬を問題視する論拠としてやたらと持ち出したがる「相撲道」。これにそもそもどれだけ「伝統」があるのかという点、相撲は明治初年の文明開化期、裸も丁髷も日本の恥と見られて衰滅の危機にあり、要するに「道」どころではなかったのだ。次第に社会的評価も人気も盛り返し、明治四十二年に両国にできた常設館を「国技館」と命名したことで「相撲は国技」と言われるようになる。当時の横綱常陸山は水戸藩の士族出身。「相撲みたいな低俗な世界に行くな」との反対を押し切つて力士になった彼が「相撲は武士道」と謳い上げたのは、彼自身の存在証明として重要だったのだろうが、これが大相撲の権威を高めたい思惑と重なり、軍国・皇国の精神論とも合致し、「相撲道」なる言葉が普及していくのである。昭和期になると双葉山が「相撲道」の体現者とされた。六

十九連勝は日本の大陸侵略の時期と重なり、常勝双葉を皇軍になぞらえる論調が巷に溢れた。しかも双葉山は求道者タイプ。軍国日本の精神論を鼓吹する上でうつつの存在だった。つまり「相撲道」は、ほとんど近代の所産であるにすぎない。無批判に「継承」を唱えるには慎重を期すべき歴史も抱えている。法制史家で相撲史家の新田一郎さんは『相撲の歴史』の中でこう述べている。「中世には相撲節に由緒を求めた奉納技芸として、江戸幕府のもとは故実に莊嚴された勸進興行として、また近代には『日本的』なるものを象徴する大衆娯楽として、相撲はそのときどきの社会情勢によつて人々の支持を求めてさまざまに装飾を変えてきた。そうした、『興行としての相撲の歴史』を一貫するものは、『相撲道』などではない。あえて求めるならば、『相撲』の原義としての『格闘』であり、格闘を競技化し様式化した、娯楽としての相撲の姿であるに違いない」。さて、白鵬は。

たかもしれない。大相撲という名の「日本」はどこまで私を斥けようとするのか。七月場所の相撲ぶりに、そんな感情が投影されていたのだとすれば、白鵬がそうやってしまった原因は「日本」の側にだってあるのだ。それなのに、無謬の「日本」、無謬の「相撲道」を振りかざして「外国人白鵬」を批判する。「嫌だなあ」。新横綱照ノ富士も、将来有望な豊昇龍や北青鵬も外国人力士。今はまだ外国人であるがゆえに批判されることはない。だが彼らが毎場所毎場所優勝するようにでもなれば、それを「気に食わない」と思う人たちがまたぞろ「伝統」や「相撲道」を持ち出して、彼らを貶め始めるかもしれないのだ。だから：白鵬の今の相撲ぶりには気が滅入る。でも、排外主義への批判精神はもち続けたい。

もう一つの隔離 ハンセン病療養所附属保育所を生きて
6 母は愛生園へ、子らは青松園へ 福岡安則

春告鳥は地を這う 戦後部落解放運動史の検証と再考 6
国策樹立運動の本格化と同対審設置法の制定 谷元昭信

部落解放 805 (解放出版社刊, 2021. 5) : 600円

特集 子どもを尊重する学級・学校づくり

本の紹介

盧桂順『朝鮮女性史—歴史の同伴者である女性たち』
川瀬俊治／柏木宏編著『コロナ禍における日米のNPO—
増大するニーズと悪化する経営へのチャレンジ』 早瀬昇
リレーエッセイ 水平社100年に想う 3 「あなたたちが
いたから、ボクがいます。」 田中一歩

追悼 小森龍邦さん 組坂繁之

もう一つの隔離 ハンセン病療養所附属保育所を生きて
7 理解があるのと家族になるのは違う 福岡安則

春告鳥は地を這う 戦後部落解放運動史の検証と再考 7
教科書無償化闘争の教訓と「同対審」答申の意義と課題
谷元昭信

部落解放 806 (解放出版社刊, 2021. 6) : 600円

特集 「入管法」改悪を許すな 移民・難民に共に生きる
権利を

本の紹介 好井裕明『他者を感じる社会学—差別から考
える』 山本崇記

リレーエッセイ 水平社100年に想う 4 いま、ただ生き
ていることを肯定したい 澤井未緩

朝鮮衡平運動の全容に迫る 『朝鮮衡平運動史料集・続』
の刊行に寄せて 吉田文茂

もう一つの隔離 ハンセン病療養所附属保育所を生きて
8 生母と会ったのは中学生のとき 福岡安則

春告鳥は地を這う 戦後部落解放運動史の検証と再考 8
60年代諸論争と「同対審」答申具体化への立法論争 谷
元昭信

部落問題研究 237 (部落問題研究所刊, 2021. 5) : 2, 2
91円

第58回部落問題研究者全国集会報告

全体会

新自由主義時代の人権と民主主義—部落問題解決過程と
かかわらせて— 梅本哲世／コロナ禍による社会福祉の
危機と課題 石倉康次

歴史1分科会

近世の解剖実験と触穢観念 海原亮

歴史2分科会

近代における沖縄出身者の「本土」への移動と「相互扶
助」 櫻澤誠／19世紀末、沖縄・内地間修学旅行の歴史
的位置—生徒たちの意識と互いのまなざし— 青柳周一
現状分析・理論分科会

『部落差別の実態に係る調査結果報告書』(法務省人権
擁護局)の検討 高倉弘士／「部落」はいまどうなって
いるか 丹波真理／日本国憲法における生存権概念の規
定と森戸辰男の役割 丹波史紀

教育分科会

進めよう！本格的な少人数学級制 山崎洋介／「コロナ
禍」のもとで改めて問われた教育課程づくりの今日的課
題 植田健男

思想・文化分科会

李龍徳『あなたが私を竹槍で突き殺す前に』を読む 秦
重雄

本願寺史料研究所報 60 (本願寺史料研究所刊, 2021.
3)

近世の本願寺、その日その日 左右田昌幸

むこうに見えるは 20 (人権ネットワーク・ウェブ2
1刊, 2021. 3)

国勢調査小地域集計から見る改進黨地区 4

リベラシオン 181 (福岡県人権研究所刊, 2021. 3) : 1,
000円

資料紹介 農民運動・水平運動指導者 田原春次に関する
新史料について 平原守

松本治一郎・井元麟之研究会 資料紹介 松本治一郎旧蔵
資料(仮)紹介 2 藤原権太郎から松本治一郎への書簡
— 関儀久

書評 『2019年度史・資料プロジェクト報告集 近代編
増補・改訂版』 割石忠典

川向秀武氏の教育への「問い」とライフストーリー 5—
狭山事件に焦点化して— 板山勝樹

民衆史こぼれ話 片隅に生きた人たち 41 「ひえもんと
り」の周辺 8 石瀧豊美

書評 熊本理抄著『被差別部落女性の主体性形成に関す
る研究』 大西祥恵

和歌山研究所通信 72 (和歌山人権研究所刊, 2021. 5)

新型コロナウイルス禍における差別の理解と解消に向け
て 村山綾

新型コロナウイルスによりあぶり出された既存差別の問
題 安田賢行

初期の本願寺教団と被差別民衆の動向／『法華経』—普賢菩薩勸発品—における業と差別の問題／差別・被差別の歴史から明らかになる「信心の社会性」

追悼論文

感染症と差別そして優生思想—医療の歴史から学ぶ—
佐々木惠雲／旃陀羅の意識について—『放光般若経』の夾注をめぐる— 直海玄哲／西光万吉とインド～「神に聴く政治運動」を読む～ 藤本信隆／御同朋の教学から「女人」「根欠」をどう考えるか—『入出二門偈』を通して考える— 岩本智依

史料紹介 近世真宗差別問題史料 14—史料紹介 留役所「伊予諸記」と長御殿「伊予国諸記」その1— 左右田昌幸
奈良県立同和問題関係史料センター研究紀要 25 (奈良県教育委員会刊, 2021. 3)

明治期、被差別部落出身知識人の交流圏—中尾靖軒とその周辺— 奥本武裕

大和の細男の成り立ちに関する研究ノート 竹中緑

綱貫に関する一考察 武田祥子

『寧府紀事』に見る川路聖謨と被差別民の交流について 深澤吉隆

ヒューマンJournal 236 (自由同和会中央本部刊, 2021. 3) : 500円

新しい部落史 6 ケガレの管理としての警察業務 灘本昌久

ヒューマンライツ 397 (部落解放・人権研究所刊, 2021. 4) : 550円

特集 アウティング被害への対策と求められる法制度

識字運動の担い手たちが語る 4 生活の中での学びと識字運動 (前編) 飯野靖子さん (羽曳野市よみかき教室「ほほえみ」) 編集: 上杉孝實

「全国部落調査」復刻版裁判の判決を控えて 片岡明幸

ヒューマンライツ 398 (部落解放・人権研究所刊, 2021. 5) : 550円

特集 住まいは人権—マイノリティへの入居差別

識字運動の担い手たちが語る 5 生活の中での学びと識字運動 (後編) 飯野靖子さん (羽曳野市よみかき教室「ほほえみ」) 編集: 上杉孝實

わたしの視点—メディアの現場から 61 福田村事件から100年、教訓を映画に 多知川節子

トランスジェンダー生徒の声から制服を考える 土肥いつき
図書紹介 『朝鮮衡平運動史料集・続』を薦める 八箇亮仁

ヒューマンライツ 399 (部落解放・人権研究所刊, 2021. 6) : 550円

特集 オンラインでの現地学習—可能性と課題

識字運動の担い手たちが語る 6 懸命に生きてきたこと書き残したい 前編 木本久枝さん (住吉輪読会・土曜組) 編集: 熊谷愛

ひょうご部落解放 178 (ひょうご部落解放・人権研究所刊, 2021. 3) : 900円

人権啓発研究第41回兵庫県集会 (改称第1回) 報告書
シンポジウム 新型コロナウイルスによる差別について考える パネリスト 安田菜津紀・小林丈広・中部剛, コーディネーター 宮前千雅子

ひょうご部落解放 179 (ひょうご部落解放・人権研究所刊, 2021. 3) : 900円

特集 隣保館の今とこれから—兵庫県内隣保館調査を中心に
兵庫県内隣保館調査最終報告—アンケート及びヒアリングを通して 山本崇記／隣保館マルシェを通して、地域の人とのつながりを 高吉美／隣保館と部落解放運動 池本和浩／隣保館調査に同行して 則定広人／兵庫県隣保館連絡協議会設立60周年を迎えて～これまでの歩みと今後の展望～ 兵庫県隣保館連絡協議会／香川県隣保館連絡協議会の取り組み～現場の声を大切に～ 西川小百合／地域社会における問題解決のための隣保館への専門家支援—京都府による「頼れる隣保館づくり」モデル事業—をふまえて 中川理季／大阪府下隣保館の相談員への調査について 古川隆司／兵庫県内隣保館アンケート調査 質問票及び単純集計結果

本の紹介

熊本理抄著『被差別部落女性の主体性形成に関する研究』 金友子／内田龍史著『被差別部落マイノリティのアイデンティティと社会関係』 高田大地／鳥井一平著『国家と移民 外国人労働者と日本の未来』 仲間恵子

佛教大学総合研究所紀要 27 (佛教大学総合研究所刊, 2020. 3)

京都市楽只学区における朝鮮人—戦前・戦中・戦後— 高野昭雄

佛教大学総合研究所紀要 28 (佛教大学総合研究所刊, 2021. 3)

京都市楽只小学校をとりまく地域社会の状況—1950年代後半を中心に— 高野昭雄

部落解放 804 (解放出版社刊, 2021. 4) : 600円

特集 日本軍「慰安婦」問題のいま

リレーエッセイ 水平社100年に想う 2 つながること、うけつぐこと 北川真児

- 月刊スティグマ 298 (千葉県人権センター刊, 2021.5) : 500円
「あっ、フランク・ザッパ忘れた」～部落と出会った自分のこと～ 友兼善治
- 月刊スティグマ 299 (千葉県人権センター刊, 2021.6) : 500円
差別とは何か、偏見とは何か 4 福岡安則
- 世界人権問題研究センター研究紀要 26 (世界人権問題研究センター刊, 2021.5) : 2,500円
子どもの権利条約における外国人の子どもの教育についての権利 有江ディアナ
国籍の周縁—戦前日本人南米移民の子孫と日本国籍(事例) 古屋哲
留岡幸助、浴場と部落問題 野口道彦
京都市東九条の近現代史と廃品回収業 高野昭雄
人権の名のもとに「幼児期の性教育」は何を語っているのか—幼児教育における「母親モデル」の問題— 小泉友則
銭座跡村の成立—近世京都近郊の被差別民をめぐる地域社会の動向から— 小林ひろみ
北野祭礼神輿と禁裏駕輿丁 西山剛
近世の祇園会と坂者—絵図に見る坂弓矢町の領域— 下坂守
- 月刊地域と人権 444 (全国地域人権運動総連合刊, 2021.4)
全国水平社創立百周年 部落解放運動100年の歴史 3 丹波正史
水平社創立百周年を部落問題解消のゴールに 3 新しい「差別意識」解消は法・条例より、人権を本音で語る地域づくりで 植山光朗
- 月刊地域と人権 446 (全国地域人権運動総連合刊, 2021.6)
水平社創立百周年を部落問題解消のゴールに 4 新しい「差別意識」解消は法・条例より、人権を本音で語る地域づくりで 植山光朗
- 地域と人権京都 834 (京都地域人権運動連合会刊, 2021.4.1) : 150円
戦後京都市の部落解放運動と同和行政の沿革 21 川部昇
- 地域と人権京都 835 (京都地域人権運動連合会刊, 2021.4.15) : 150円
戦後京都市の部落解放運動と同和行政の沿革 22 川部昇
- 地域と人権京都 836 (京都地域人権運動連合会刊, 2021.5.1) : 150円
戦後京都市の部落解放運動と同和行政の沿革 23 川部昇
- 地域と人権京都 837 (京都地域人権運動連合会刊, 2021.5.15) : 150円
戦後京都市の部落解放運動と同和行政の沿革 24 川部昇
- 地域と人権京都 838 (京都地域人権運動連合会刊, 2021.6.1) : 150円
戦後京都市の部落解放運動と同和行政の沿革 25 川部昇
- 地域と人権京都 839 (京都地域人権運動連合会刊, 2021.6.15) : 150円
戦後京都市の部落解放運動と同和行政の沿革 26 川部昇
- であい 708 (全国人権教育研究協議会刊, 2021.3) : 160円
生徒のウェルビーイングを実現する学校—「反貧困学習」から11年— 山田勝治
LGBTの生徒との関わりについて 松永彩佳
日本の公立学校で働く外国籍教員について～共に子どもたちと向き合うために～ 6 古川正博
人権文化を拓く 280 トコトン生きるためにも守られなければならない人権～『菊池事件』から学ぶこと～ 玉木幸則
- であい 709 (全国人権教育研究協議会刊, 2021.4) : 160円
持続可能な人権・同和教育の授業に向けて～解放令反対—揆とSDGsをつないで～ 米原勝治
日本の公立学校で働く外国籍教員について～共に教育活動に取り組むために～ 7 古川正博
人権文化を拓く 281 一つひとつの出会いを大切に 中山武敏
- であい 710 (全国人権教育研究協議会刊, 2021.5) : 160円
高知県初の夜間中学がスタート～「つくる会」の運動を振り返って～ 細川英輔
日本の公立学校で働く外国籍教員について～共に教育活動に取り組むために～ 8 古川正博
人権文化を拓く 282 大阪ミナミで生きる子どもたちと共に成長する「Minamiこども教室」 原めぐみ
- 同朋大学佛教文化研究所紀要 40 (同朋大学佛教文化研究所刊, 2021.3)
「屠沽の下類」考—河田光夫と親鸞— 鶴見晃
- 同和教育論究 42 (同和教育振興会刊, 2021.3) : 1,500円
森本覚修顧問追悼号 遺稿
江戸時代に於ける真宗教学の一体質／いのち尊し／近世

写真で見る水平運動史 3 一水平運動の前史—自由・平等・人権 3 解放運動の胎動 尾川昌法

文芸の散歩道 土方鉄著・小説『革』—「皮革」＝「被差別部落」のイメージを克服したい— 桑原律

人権問題研究 14 (大阪市立大学人権問題研究センター刊, 2014. 12) : 1, 500円

「部落」における「人」と「土地」について—「部落」とはなにか?— 上杉聰

1950年代大阪における住宅行政と都市部落の受容 吉村智博
都市部落における住宅要求闘争と入居選考プロセス 野口道彦

世間という牢獄—結婚差別の構造— 青木秀男

被差別民社会論 序説 のびしょうじ

「慰安婦」問題とポストコロニアル状況—「女性のためのアジア平和国民基金」をめぐる論争を中心に— 鄭祐鎮
2・4ゼネストと総合労働布令—沖縄保守勢力・全軍労働向を中心に— 成田千尋

後期中等教育における学習権保障の場としての通信制高校—社会的条件不利とともに学ぶ生徒を支える私学4校の取り組み—阿久澤麻理子

「知的障害」概念の脱構築—筆談援助法 (FC) 利用の社会的障壁と専門科学—要田洋江

人権問題研究 15 (大阪市立大学人権問題研究センター刊, 2016. 3) : 1, 500円

変容する都市の同和地区とその「都市下層」への編入について—部落問題を階級・階層の視点からとらえなおすための一試論— 島和博

1950年代大阪におけるバラック・クリアランスとその帰結 吉村智博

反共社会を生き抜くための体験記述—濟州4・3事件にかかわる公的文書を読み解く— 高誠晩

在日朝鮮人が「4・3」を語るということ—濟州島にルーツを持つ在日朝鮮人二世知識人を中心として— 鄭栄鎮
韓国における戸主制度撤廃の背景をさぐる—現地調査の記録 (2015年3月9日~12日) — 野口道彦

人権問題研究 16 (大阪市立大学人権問題研究センター刊, 2019. 3)

部落解放運動と在日朝鮮人運動の関係にかんする考察—トッカビ子ども会の事例をめぐって— 鄭栄鎮

導く星のもとで—人権と法源についての試論— 沈恬恬

「『彼らが本気で編むときは、』におけるトランス女性の身体表象と<母性>」 堀あきこ

「全国部落調査」復刻版出版差し止め裁判に対する意見書 阿久澤麻理子

人権問題研究 17 (大阪市立大学人権問題研究センター刊, 2020. 3)

「学生による告発及び要求」と高等教育機関における同和・人権教育の推進—1960~70年代の大阪市立大学を事例として— 板山勝樹

医療の「現場」をめぐる価値とまなざし—組織倫理学を考える理由— 服部俊子・榎本直樹

第6回シネマde人権 『何を怖れる—フェミニズムを生きた女たち—』上映とミニレクチャーの記録 (2019年7月20日) 梁優子・中野冬美

東呉大学・人権修士学程より林沛君 (Peggy Pei-Chun Lin) 先生が来日 阿久澤麻理子

Soochow University MA degree program in human rights: The only MA degree program in human rights in Taiwan Pei-Chun LIN

A LOCALIZED MODEL OF UNITED NATIONS HUMAN RIGHTS TREATY REPORTING: THE CASE OF TAIWAN Pei-Chun LIN

人権問題研究 18 (大阪市立大学人権問題研究センター刊, 2021. 3)

三田智子『近世身分社会の村落構造』と南王子村研究の課題 のびしょうじ

「女の自律性と新たな非常事態におけるケア労働の報酬」
マリアローザ・ダラ・コスタ 姜喜代

振興会通信 157 (同和教育振興会刊, 2021. 3)

同朋運動史の窓 63 左右田昌幸

信州農村開発史研究所報 155 (信州農村開発史研究所刊, 2021. 3)

戒名書き変え古文書の再検討 斎藤洋一

人文研究 50 (千葉大学文学部刊, 2021. 3)

近世後期丹後田辺藩の身分制の研究—田辺城下における番体制と番人頭又七を中心に— 菅原憲二

水平社博物館研究紀要 23 (水平社博物館刊, 2021. 3) 1, 000円

全国水平社創立宣言における「熱」と「光」の考察 駒井忠之

全国水平社創立前後の雑誌にみる部落問題について 佐々木健太郎

月刊スティグマ 297 (千葉県人権センター刊, 2021. 4) : 500円

差別とは何か、偏見とは何か 3 福岡安則

藤容子

関西大学人権問題研究室紀要 81（関西大学人権問題研究室刊, 2021. 3）

高い感性をもつ人（Highly Sensitive Person）は物事を深く考える 3—敏感肌・体臭嫌悪との関連— 串崎真志
ドイツの主導文化論とホロコースト 佐藤裕子

食マイノリティと多様性—学校給食における食物アレルギーおよび宗教対応をめぐる— 山ノ内裕子・四方利明
水平社の「姉妹」たちの誕生—『婦人公論』での論争を中心に 宮前千雅子

雑誌『季刊三千里』と日本人読者にとっての「架橋」
村島健司

京都市地域・多文化交流ネットワークサロン通信

36（京都市地域・多文化交流ネットワークサロン刊, 2021. 3）

コロナ禍でのお別れ 前川修

崔忠植さんを偲んで

崔忠植さんの想いで 朴実／崔園長先生ありがとう 滝上万里江

矢吹文敏さんを偲んで

矢吹さんと出会って 陳太一／矢吹さんとの想いで 太田実男／追悼文 さとう大

グローブ 105（世界人権問題研究センター刊, 2021. 4）

留岡幸助日記をめぐる 関口寛

藝能史研究 233（藝能史研究会刊, 2021. 4）：1, 800円

「道の曲舞」から「声聞師の舞々」へ 山路興造

高知市立自由民権記念館紀要 26（自由民権記念館刊, 2021. 3）

資料紹介 「植村省馬関係資料」解題—植村省馬・人と思想— 吉田文茂

国際人権ひろば 157（アジア・太平洋人権情報センター刊, 2021. 5）350円

特集 東日本大震災から10年のいま

佐賀部落解放研究所紀要 38（佐賀部落解放研究所刊, 2021. 3）

佐賀県におけるインターネットを利用した被差別部落にかかわる情報の販売事件について 小宮晴樹

武雄市在住の一市民として、教育に携わる者として、「私」はこの問題をどう捉え、どう行動しているか？

富永悦子

紹介 内田龍史『被差別部落マイノリティのアイデンティティと社会関係』 妻木進吾

史料紹介 多久家「御屋形日記」から 中村久子

試行社通信 414（八木晃介刊, 2021. 4）

亡き人との実存協同 10 村越末男さん 反差別の視点で大学を見る

人権教育研究 29（花園大学人権教育センター刊, 2021. 3）

学習権を保障する教育の思想：「不登校児童生徒」を無力化する社会的障壁は存在するのか 梅木真寿郎

資料紹介：眞下飛泉が編集した「児童本位」について 菅修一

当道座（盲人）における職業教育の始まり 島崎将臣

相模原障害者殺傷事件における障害者福祉の論点とその考察 藤井渉

新型コロナウイルスのパンデミックにおける差別と偏見 八木晃介

保安員の証言および被告人の行為に関する心理学的鑑定意見書 脇中洋

人権と部落問題 946（部落問題研究所刊, 2021. 4）：660円

特集 選択的夫婦別姓の実現を

文芸の散歩道 桐野夏生『日没』の警告 松井活

写真で見る水平運動史 1 一水平運動の前史—自由・平等・人権 1 明治維新と「賤称廃止令」 尾川昌法

ごった煮人生をふり返って 31 高校教員時代のあれこれ 成澤榮壽

人権と部落問題 947（部落問題研究所刊, 2021. 5）：660円

特集 「学問の自由」を守れ

文芸の散歩道 滝澤秋暁作「透骨恨」—部落の青年の憤りをぶつけた、ずばぬけた小品— 秦重雄

写真で見る水平運動史 2 一水平運動の前史—自由・平等・人権 2. 自由民権運動と明治憲法 尾川昌法

人権と部落問題 948（部落問題研究所刊, 2021. 6）：660円

特集 メディアにおける部落問題の報道

メディアの報道は、いまどうなっているか—NHKを中心に— 永田浩三／NHK大阪放送局の度重なる偏向報道—

『バリバラ』にふれて— 民主主義と人権を守る府民連合／NHK神戸放送局の偏向報道を糾す 前田武／インターネット上の「部落」情報—現状と課題— 新井直樹／差別を助長する書き込みを是正させる—不動産情報サイト—

愛知地域人権連合

入門 死刑台から社会を問うた“連続射殺魔”』 富田稔
解放新聞 2988 (解放新聞社刊, 2021. 4. 25) : 115円
 本の紹介 金子マーティン著『ロマ民族の起源と言語 インド起源否定論批判』 窪誠

解放新聞 2989 (解放新聞社刊, 2021. 5. 5) : 115円
 本の紹介 黒川みどり著『被差別部落認識の歴史—異化と同化の間』 福岡安則

解放新聞 2991 (解放新聞社刊, 2021. 5. 25) : 115円
 本の紹介 栃木裕著『屠畜のお仕事』

解放新聞 2993 (解放新聞社刊, 2021. 6. 15) : 115円
 舩松人権歴史館 (大阪府堺市) がリニューアルオープン

解放新聞 2994 (解放新聞社刊, 2021. 6. 25) : 115円
 101年目からを展望する連続講座 4・5
 本の紹介 千葉紀和、上東麻子著『ルポ「命の選別」誰が弱者を切り捨てるのか?』 松波めぐみ
 京都 江戸期の茶室再建 裏千家11代玄々斎ゆかり

解放新聞大阪版 2238 (解放新聞社大阪支局刊, 2021. 4. 15)

「土農工商」で申し入れ 朝日新聞「天声人語」の記述で
解放新聞京都版 1205 (解放新聞社京都支局刊, 2021. 4. 15) : 70円
 茶室改修資金をネットで調達 東三条でクラウドファンディング

解放新聞東京版 1001 (解放新聞社東京支局刊, 2021. 4) : 110円
 練馬支部のあゆみ 闘いと地域での取り組み 堀純

解放新聞東京版 1002 (解放新聞社東京支局刊, 2021. 5) : 110円
 私と品川支部女性部 品川支部女性部の闘いとこれから
 先輩方の意思を引き継いで 青木初子

解放新聞広島県版 2382 (解放新聞社広島支局刊, 2021. 3. 25)
 小森龍邦一『わが闘魂の半生』19

解放新聞広島県版 2383 (解放新聞社広島支局刊, 2021. 4. 5)
 小森龍邦一『わが闘魂の半生』20

解放新聞広島県版 2384 (解放新聞社広島支局刊, 2021. 4. 15)
 小森龍邦一『わが闘魂の半生』21

解放新聞広島県版 2388 (解放新聞社広島支局刊, 2021. 5. 25)
 小森龍邦一『わが闘魂の半生』22

解放新聞広島県版 2389 (解放新聞社広島支局刊, 2021. 6. 5)

小森龍邦一『わが闘魂の半生』23

解放新聞広島県版 2390 (解放新聞社広島支局刊, 2021. 6. 15)

小森龍邦一『わが闘魂の半生』24

語る・かたる・トーク 313 (横浜国際人権センター刊, 2021. 3) : 550円

語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う
 「レナの本音」 吉成タダシ

語る・かたる・トーク 314 (横浜国際人権センター刊, 2021. 4) : 550円

語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う
 「カオリの本音、カレンの本音」 吉成タダシ

部落史 学び直し 問い直しのススメ 1 闘いの鍵は教育
 外川正明

語る・かたる・トーク 315 (横浜国際人権センター刊, 2021. 5) : 550円

語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う
 「誓い」 吉成タダシ

部落史 学び直し 問い直しのススメ 2 目の前に差別を受けている子どもが 外川正明

かわとはきもの 195 (東京都立皮革技術センター台東支所刊, 2021. 3)

靴の歴史散歩 140 稲川實
 皮革関連統計資料

関西学院大学人権研究 25 (関西学院大学人権教育研究室刊, 2021. 3)

自閉スペクトラム症の青年と自閉スペクトラム症傾向の高い大学生へのメタ認知トレーニングの検討 前田由貴子・佐藤寛・藤田望

難民問題への本学の取り組み—2020年度— 打樋啓史

関西学院における2020年度の多様性尊重に関する取り組み：第8回関学レインボーウィークを中心に 武田丈
 「間主観的な意識」と「時間」～「部落」観の成立をめぐる～一日野謙一講和録(4) 一日野謙一

KG人権ブックレット 27 (関西学院大学人権教育研究室刊, 2021. 3)

2020年度大学主催秋季人権問題講演会

ぼくらが同性婚を求める理由。 田中昭全, 川田有希／
 脳科学と性差～脳の男女差について科学的に考える 四本裕子／
 原発事故による広域避難と『人間の復興』 斉

収集逐次刊行物目次 (2021年4月～6月受入)

～各逐次刊行物の目次の中から部落問題関係のものを中心にピックアップしました～

愛生 830 (長島愛生園刊, 2021. 4)

ハンセン病療養所で施行された遺体病理解剖についての
私見 山本典良

アイユ 358 (人権教育啓発推進センター刊, 2021. 3)

部落差別と結婚差別 3 「Kakekomi寺…結婚差別」ネット
ワークの取組 3 大賀喜子

アイユ 359 (人権教育啓発推進センター刊, 2021. 4)

部落差別と結婚差別 4 「Kakekomi寺…結婚差別」ネット
ワークの取組 4 大賀喜子

アイユ 360 (人権教育啓発推進センター刊, 2021. 5)

部落差別と結婚差別 5 「Kakekomi寺…結婚差別」ネット
ワークの取組 5 大賀喜子

明日を拓く 127 (東日本部落解放研究所刊, 2021. 3) :
1,000円

故・川向秀武先生に捧ぐ 平井明

特集1 若者世代の部落問題認識・差別問題認識

座談会「若者世代の部落問題・差別問題認識」

特集2 浅草フィールドワーク

事前学習 1 江戸・東京の部落史 吉田勉／事前学習 2
台東の部落問題と差別と闘う社会づくり～弾左衛門・皮
革・人権～ 近藤登志一／ガイド・浅草フィールドワー
ク 写真：円谷英夫，文：吉田勉

ウイングスきょうと 163 (京都市男女共同参画推進協
会刊, 2021. 4)

図書情報室新刊案内

出口治明・上野千鶴子著『あなたの会社、その働き方は
幸せですか?』／池松玲子著『主婦を問い直した女性た

ち 投稿誌「わいふ/Wife」の軌跡にみる戦後フェミニズ
ム運動』

ウイングスきょうと 164 (京都市男女共同参画推進協
会刊, 2021. 6)

図書情報室新刊案内

ヴィルジニー・デパント著『キングコング・セオリー』

／国立歴史民俗博物館編『性差の日本史』

大阪大谷大学教育研究 46 (大阪大谷大学教育学会刊,
2020. 12)

子どもの不就学と識字学級—京都市錦林地区の事例から
学ぶ— 高野昭雄

解放研究 32 (東日本部落解放研究所刊, 2021. 5) : 2,
000円

講演 部落差別とアイデンティティ—被差別部落のアイ
デンティティについての研究過程— 内田龍史

弘前藩における娯楽受容と「乞食」集団—「乞食」集団
による「軽業」興行の歴史性— 浪川健治

渡良瀬川の慈しみ—流域に刻む物語— 安田耕一

史料紹介 『ファー・イースト』に掲載された被差別民
関係記事 鳥山洋

[部落問題入門]東京の部落問題と現代の人権侵害 吉田勉
マーク・ラムザイヤーによる部落問題に関する論文の問
題点 東日本部落解放研究所事務局

解放新聞 2986 (解放新聞社刊, 2021. 4. 5) : 115円

マーク・ラムザイヤー論文に対する中央本部見解

ラムザイヤー論文に反差別国際運動が声明

本の紹介 永山則夫入門制作プロジェクト編『永山則夫

事務局よりお知らせ

◇「2021年度差別の歴史を考える連続講座」の第1回は6月11日に無事に開催することができました。30名を超える参加があり、皆さん熱心に聴いてくださり良い会になりました。第2回から第6回は10月から11月にかけて開催する予定です。ふるってご参加ください。尚、参加ご希望の方は必ず連絡先を明記の上、メール・FAXにてご連絡ください。

□所在地 〒603-8151 京都市北区小山下総町5-1 京都府部落解放センター 3階

□TEL/FAX 075-415-1032 □E-mail qm8m-ndmt@asahi-net.or.jp

□URL <http://shiryo.suishinkyokai.jp>

□開室日時 月曜日～水曜日・金曜日 第2・4土曜日 10時～17時 (祝日・年末年始は休みます)

□交通機関 市営地下鉄烏丸線「鞍馬口」駅 (京都駅より約10分) 下車 北へ徒歩5分